

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第7号

美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(美浜町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 第1種初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の</p>

用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の職務に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて第1種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給について必要な事項は町長が規則で定める。

第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の町長が規則で定める職員にあっては、町長が規則で定める額)並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して町長が規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から町長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給

日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の職務に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は町長が規則で定める。

[新設]

する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、町長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(通勤手当)

第15条 [略]

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) [略]
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、**66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ町長が規則で定める額**(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

[削る]

[削る]

(通勤手当)

第15条 [略]

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) [略]
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である

〔削る〕

職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である

職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である

職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である

職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である

職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である

職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である

職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

職員 35,500円

〔削る〕

(3) 〔略〕

3 〔略〕

4 通勤手当は、支給単位期間(町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合にあっては、その翌月)の町長が規則で定める日に支給する。

5～7 〔略〕

(期末手当)

第20条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第21条 〔略〕

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 〔略〕

3 〔略〕

4 通勤手当は、支給単位期間(町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間)に係る最初の月の町長が規則で定める日に支給する。

5～7 〔略〕

(期末手当)

第20条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第21条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年美浜町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則	附則

(定年引上げに伴う経過措置)

第4条 美浜町職員の給与に関する条例附則第19項から第25項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次条において「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第5条 〔略〕

2・3 〔略〕

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、美浜町職員の給与に関する条例第15条第2項及び第16条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、美浜町職員の給与に関する条例第11条の2及び第20条第3項の規定を適用する。
- 6 美浜町職員の給与に関する条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任

(定年引上げに伴う経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の美浜町職員の給与に関する条例(次条において「第2条改正後給与条例」という。)附則第19項から第25項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次条において「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第5条 〔略〕

2・3 〔略〕

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第15条第2項及び第16条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 第2条改正後給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時

<p>用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>美浜町職員の給与に関する条例第6条、第11条及び第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 [略]</p>	<p>間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 美浜町職員の給与に関する条例<u>第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条、12条並びに第2条改正後給与条例第6条第3項及び第5項</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 [略]</p>
---	---

(美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、宿日直手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用に</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、宿日直手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠</p>

よる欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

[新設]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(第2種初任給調整手当に関する経過措置)

第2条 施行の日から令和10年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の美浜町職員の給与に関する条例第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「第13条」とあるのは、「第13条又は美浜町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年美浜町条例第10号)附則第5条第1項」とする。

(規則への委任)

第3条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、町長が規則で定める。